

新宿区次世代育成支援計画  
(平成27年度～31年度)

平成28年度 新規・拡充等 事業一覧

平成28年7月

新 宿 区

(子ども家庭部子ども家庭課)

## 目次

新規事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
[16事業]

拡充事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4  
[16事業]

変更事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7  
[30事業]

終了事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12  
[3事業]

## <新規事業> 16事業

27計画 番号	平成27～平成31年度 計画の事業名	主な事業内容	平成31年度目標 ※実行計画事業等29年度目標が ある場合は29年度目標を記載	拡充・変更・終了の内容及び理由	平成28年度 担当課
新規	【第三次実行計画事業】 1-2-① 「ICTを活用した教育 環境の充実」	区立小・中・特別支援学校の教育用ネットワーク及び教室用機器（プロジェクタ・実物投影機・ノートパソコン）について、授業の質的向上を図り、児童・生徒の学習意欲をより一層引き出すため、より使いやすく、より教育効果の高い最新のICT機器に更新します。	<29年度目標> ・教育用ネットワークの再構築 40校 ・プロジェクタ等の更新 全普通教室（特別支援教室を含む）	—	教育支援課
新規	【第三次実行計画事業】 1-3-② 「伝統文化理解教育の推 進」	学校における自国の伝統文化教育を充実させるとともに、児童・生徒が郷土新宿に愛着をもち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、日本の伝統文化の体験教室等に講師を派遣する等、運営の支援を行います。また、新宿ものづくりマイスター体験講座を実施し、伝統や文化をさらに学ぶきっかけづくりを行います。	<29年度目標> 事業終了後の児童・生徒のアンケートで、日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 80%	—	教育支援課
新規	【第三次実行計画事業】 1-4 「英語キャンプの実施」	児童・生徒が英語でのコミュニケーションの楽しさを体験できるように、希望者を対象とした2泊3日の英語キャンプを実施します。	<29年度目標> ・事業終了後のアンケートで、英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 90%	—	教育支援課
新規	【第三次実行計画事業】 3-1-① 「トワイライトステイ事 業」	夜間に仕事等で保護者が不在になる等、養育環境が整わない児童を、協力家庭で預かり、夕食の提供も含めた支援を行います。（対象 生後6か月～小学生）	<29年度目標> トワイライトステイの委託家庭数 20人	—	子ども総合セン ター
新規	3-2-② 「保育士確保の支援」	私立認可保育所等や認証保育所の保育士確保を支援するため、ハローワーク新宿と連携し、就職相談・面接会を実施します。 また、区内の私立認可保育所等や認証保育所に勤務する保育従事職員等について、事業者が宿舍借り上げを行う経費の一部や、保育士資格を取得するための経費の一部を補助します。	<29年度目標> 就職相談・面接会の実施 年1回	—	保育指導課
新規	【第三次実行計画事業】 3-2-③ 「区立幼稚園における3年 保育の充実」	平成28年度より、3歳児クラスの1学級定員を17人から20人へ拡大します。また、3年保育を実施していなかった区立幼稚園（津久戸、早稲田、余丁町）に3歳児学級を新設し、3歳児の幼稚園ニーズに適切に対応していきます。	<29年度目標> 区内公私立幼稚園における 3歳児保育確保数 606人	—	学校運営課

新規	【第三次実行計画事業】 3-2-③ 「区立幼稚園における預かり保育の実施」	平成28年度より、区立幼稚園4園（市谷、西戸山、鶴巻、花園）にて預かり保育を実施し、幼稚園の預かり保育ニーズに適切に対応していきます。	<29年度目標> 区内公私立幼稚園における 預かり保育確保数 60,000人	—	学校運営課
新規	【第三次実行計画事業】 3-2-③ 「私立幼稚園に対する補助金の交付」	公私立幼稚園が連携して質の高い幼児教育を提供するため、区内私立幼稚園に対し、研修事業助成、健康管理助成、安全安心助成の項目について充実を図っていきます。	—	—	学校運営課
新規	【第三次実行計画事業】 3-4 「保育所等訪問支援事業」	集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする障害児等に対して、保育所等を訪問し、心理相談員等が支援を行います。	<29年度目標> 180ケース (月15ケース×12か月)	—	子ども総合センター
新規	【第三次実行計画事業】 3-4 「ペアレントメンターの活用・養成」	ペアレントメンター（発達障害児等の子育て経験のある保護者）が、自らの経験を活かし、発達障害の診断を受けて間もない保護者等の気持ちに寄り添って話を傾聴し、必要に応じて適切な機関につなげます。また、ペアレントメンター養成のために研修を実施します。	<29年度目標> 相談件数 144件/年	—	子ども総合センター
新規	3-4 「重症心身障害児等在宅レスパイトサービス」	在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児及び重症心身障害者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やりフレッシュを図る。	—	—	障害者福祉課
新規	【第三次実行計画事業】 3-5 「生活向上支援事業」（ひとり親家庭）	個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。（ひとり親家庭を対象とした相談会・講演会の実施、「ひとり親家庭支援ガイド」（仮称）の作成、「ゆりかご・しんじゅく」事業（健康部）との連携等）	ひとり親家庭のニーズ及び課題に対応したきめ細やかな支援を実施します。	—	子ども家庭課
新規	【第三次実行計画事業】 3-6 「外国語版SNSの運営」	区内で生活する外国人に対し、行政情報、生活情報、災害時の情報をSNSを通じて発信します。	10回更新/月	—	多文化共生推進課
新規	【第三次実行計画事業】 3-6 「多文化共生のまちづくりの推進」	外国人や日本人の地域住民・ボランティア・活動団体等によるネットワークを構築する「新宿区多文化共生連絡会」の運営、外国人と日本人が共に区政に参画する「新宿区多文化共生まちづくり会議」の運営を通じ、多文化共生のまちづくりを推進します。	・新宿区多文化共生まちづくり会議 運営 6回/年 ・新宿区多文化共生連絡会運営 6回/年、参加100団体	—	多文化共生推進課

新規	5-3 「若者ワンステップ応援事業」	就労の意欲はあるものの一般就労に結びつきにくい18歳以上39歳以下の若年無業者に対し、個々のレベルに応じた就労支援を段階的に実施し、就職後のアフターフォローを行うことで若者の継続的支援を実施する。	<28年度目標> 正規雇用 4名	—	消費生活就労支援課
新規	5-3 「U29就職マッチング支援事業」	若者（29歳以下）が中小企業に関心を持ち就職意欲が高まるよう、中小企業PR用Webサイトによる情報発信や合同面接会の開催等により若者と中小企業の接点をつくることでマッチングを強化し、就職意欲のある若者がその機会を逸することなく早期就職を実現し、社会で活躍できるよう支援する。	<29年度目標> 60名	—	消費生活就労支援課

# <拡充事業> 16事業

※下線部が変更箇所

27計画 番号	平成27～平成31年度 計画の事業名	主な事業内容	平成31年度目標 ※実行計画事業等29年度目標が ある場合は29年度目標を記載	拡充・変更・終了の内容及び理由	平成28年度 担当課
88	2-1 「母親・両親学級等の開催」	母親・父親になる人に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施しています。	継続して実施し、参加者数の増加を図ります。 ・母親学級・両親学級受講者 実数 2,100人	平成28年度から両親学級事業を委託し、開催回数を増やすことになったため。 実施回数 17回⇒24回 定員 510組⇒720組	保健センター
90	2-1 「出産・子育て応援事業 (ゆりかご・しんじゅく)」	妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待予防を図るために、すべての妊婦が、妊娠期から保健師等の看護職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。支援が必要な妊婦には支援プランを作成するとともに、母子保健サービス等を実施する関係機関と連携した継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期にわたって、切れ目なく支援していきます。	看護職による面接が役に立ったと感じた妊婦の割合 80%	新宿区のすべての妊婦を対象とし、子育て期まで切れ目なく支援していく体制を拡充したため。	健康づくり課
128	【第三次実行計画事業】 3-1-① 「子どもショートステイ」	病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります。(利用対象は0歳～小学生までの子ども) また、不適切な養育や虐待のおそれ等で、一時的に子どもを家庭から離す必要があると判断した場合、乳児院で子どもの養育を行うとともに保護者の支援をします。(小学校就学前の子ども)	<29年度目標> 要支援家庭を対象としたショートステイの受け入れ延人数 150人/年	従来から、要支援家庭の子どももショートステイで預かっていたが、施設に専門職員がいなかったことから、養育中の子どもの評価や保護者への支援が十分行えなかったため、新たに、要支援家庭を対象としたショートステイを行うこととした。 ・経常事業から実行計画事業に変更	子ども総合センター
129	【第三次実行計画事業】 3-1-① 「障害幼児一時保育」	一時的に保育が必要なお子、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かります(平日及び土曜、月3回まで)。3歳児以上就学前の子どもが対象で、事前に登録が必要です。	<29年度目標> 土曜日利用 72件 (月6件×12か月)	平成28年度から利用日の拡大を行う (平日のみ→平日及び土曜 利用可能日数 月2回→月3回) ・経常事業から実行計画事業に変更	子ども総合センター

158	3-1-② 「保育園・子ども園（保育園機能）・地域型保育施設保護者の保育料負担軽減」	所得の多寡に関わらず、保育園等に在籍する未就学児の兄弟がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担とします。 約年収600万円以下の世帯については、生計を一にする兄弟がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担とします。また、ひとり親等の世帯については、第1子の保育料を半額、第2子以降を全額公費負担とします。	周知を徹底し、対象児について適正に実施していきます。	・平成28年2月に国から出された「平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について」（事務連絡）により、区は国の年収基準（世帯合計）を拡充して実施	保育課
159	3-1-② 「子ども園（幼稚園機能）保護者の保育料負担軽減」	所得の多寡に関わらず、小学校3年生以下の兄弟がいる場合、第2子の保育料等を減額、第3子以降を全額公費負担とします。 年収約600万円以下の世帯については、生計を一にする兄弟がいる場合、第2子の保育料を減額、第3子以降を全額公費負担とします。また、ひとり親等の世帯については、第1子の保育料等を減額、第2子以降を全額公費負担とします。	周知を徹底し、対象児について適正に実施していきます。	・平成28年2月に国から出された「平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について」（事務連絡）により、区は国の年収基準（世帯合計）を拡充して実施	保育課
160	3-1-② 「区立幼稚園保護者の負担軽減」	一定所得以下の保護者について入園料・保育料を無料とするとともに、多子世帯及びひとり親世帯等の経済的負担を軽減します。	—	・年収約600万円未満世帯の多子対象範囲を小学3年生までのきょうだいから拡大 ・年収約600万円未満世帯のひとり親世帯等の保育料を第1子半額、第2子以降無償	学校運営課
161	3-1-② 「私立幼稚園保護者の負担軽減」	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、所得の多寡にかかわらず入園料補助金を交付します。また、所得額や多子、ひとり親等世帯の状況に応じて就園奨励費と保育料補助金を交付し、経済的負担を軽減します。	—	・年収約600万円未満世帯の多子対象範囲を小学3年生までのきょうだいから拡大 ・年収約600万円未満世帯のひとり親世帯等の保育料を第1子半額、第2子以降無償 ・経常事業から実行計画事業に変更	学校運営課
166	3-1-② 「学童クラブの利用料の減免」	生活保護受給世帯や当該年度住民税非課税等の世帯の学童クラブの利用料を免除するとともに、一定の要件のある世帯の学童クラブの利用料を減額する制度です。	—	生活保護受給世帯や当該年度住民税非課税世帯等に係る利用料を免除する。	子ども総合センター
185-②	3-1-② 「認証保育所利用への支援及び利用者への助成」	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、認証保育所を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため要件を満たす場合には、保育料の一部又は全部を助成します。	拡充内容を周知し、継続して支援していきます。	・認可保育所等を利用する多子世帯の保育料負担軽減が拡充されたことに併せ、助成内容を拡充	保育指導課
191	3-2-② 「保育士等育成支援事業」	集合研修として、経験年数に応じた研修や、障害児保育・相談業務等のテーマ別の理論・実技研修を開催し、専門性の向上を図ります。 また、各施設の人材育成ニーズにきめ細かく対応した研修を、その施設において実施するほか、心理指導員による保育士のメンタルケアを行います。	拡充内容を対象施設に周知し、継続して支援していきます。	・施設において実施する研修及び心理指導員によるメンタルケアについて追記	保育指導課

192	3-2-② 「指導検査」	認可保育所や認証保育所など保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を目的に、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの法令に照らし、設備及び運営に関する基準等の適合状況について検査し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講じます。 また、専門性の高い会計検査の強化充実を図るため、会計経理指導員を配置します。	継続して実施していきます。	・会計経理指導員の配置について追記	保育指導課
206	【第三次実行計画事業】 3-3-② 「放課後子どもひろばの拡充」	余裕教室等学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。 子どもの成長段階や家庭状況に応じたそれぞれのニーズに合った小学生の放課後の居場所を選択できるように、必要な地域で機能の拡充を図ります。	<29年度目標> 学童クラブ機能付き放課後子どもひろば 20所	共働き家庭等の児童が増加傾向にあることを踏まえ、機能拡充する放課後子どもひろばを増やし、それぞれの家庭状況や子どもの成長に応じた放課後の居場所を選択できるようにしていくため。	子ども総合センター
212	3-4 「幼稚園における特別支援教育」	幼稚園で集団保育が可能な支援を要する幼児を保育します。公立幼稚園では安全面での配慮や教育的効果の向上を図るため、必要に応じて支援員を配置します。また、学校心理士が公私立幼稚園の巡回保育相談を中心に保護者の相談にも応じます。	継続して実施していきます。	・支援を要する幼児や発達が気になる幼児を含めた保育の充実を図るため。	学校運営課
238	3-6 「日本語サポート指導」	区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導員による指導を行います。教育センターまたは分室での通所による集中指導を行うとともに、必要に応じて学校へ日本語サポート指導員を派遣して、個別指導を行います。 また、日常会話はできて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動の参加に支障が生じている中学校3年生を対象に、「話す・聞く・書く・読む」に特化した日本語サポート指導を行い、進学等を支援します。 さらに、日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。	<29年度目標> ・学年相当の学習言語が不足している中学校3年生を対象とした日本語サポート指導の実施率 80% ・日本語サポート指導終了後に、日本語検定7級の認定を受けた児童・生徒の割合 70%以上	・進学等支援を拡充：外国籍等の中学校3年生を対象とする母国語と学習習熟度に応じた5教科（英語・国語・数学・理科・社会）の学習指導及び進学支援の実施 ・「日本語適応指導員」を「日本語サポート指導員」に変更 ・「取り出し指導」を「個別指導」に変更	教育支援課
252	4-1 「地域の子育て支援力の向上支援」	「子育て支援員」として、子育て支援に関するスキルを習得するとともに、自主的に子育て支援を行う人材を育成する講座を実施します。	子育て支援者養成講座（子育て支援員研修）受講者 35人	国基準による「子育て支援員」研修事業（基本研修及び専門研修＜地域子育て支援拠点事業＞）の内容を追加した。	子ども総合センター



# <変更事業> 30事業

※下線部が変更箇所

27計画番号	平成27～平成31年度計画の事業名	主な事業内容	平成31年度目標 ※実行計画事業等29年度目標がある場合は29年度目標を記載	拡充・変更・終了の内容及び理由	平成28年度担当課
29	【第三次実行計画事業】 1-2-① 「学校支援体制の充実」	学校運営の様々な課題への対応を支援するため、学習指導支援員を配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。また、学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導や、管理職やミドルリーダーへの学校運営等の具体的な助言を行い、学校の教育力の向上を図ります。さらに、区の教育課題を踏まえた研究校を指定し、その成果を区立学校で共有するとともに、優れた教育実践や研究活動を行った学校を表彰する制度を作り、教員の一層の意欲の向上を図ります。	<29年度目標> 児童・生徒・保護者アンケートに関する学校における授業の満足度 85%	・平成27年度末の現況が82.1%となったため、29年度目標を80%から85%に上方修正	教育指導課
32	1-2-① 「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進」	地域の住民及び保護者等が学校の運営に参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。そのため、学校運営協議会委員の研修や、地域・保護者への説明会の実施、パンフレットの作成・配布による周知等を行いながら、順次、地域協働学校の指定学校を増やしていきます。なお、指定にあたっては、1年間は準備校とし、各学校の状況や地域の実情に十分に配慮しながら円滑な導入を図ります。	<29年度目標> 地域協働学校指定学校 (小学校29校・中学校10校)	目標を数値目標に設定	教育支援課
40	【第三次実行計画事業】 1-2-① 「学校選択制度の検証等」	各学校の特色ある教育活動の充実や、開かれた学校づくりの実現を図る学校選択制度について、検証等を行い、児童数の増加傾向など、最近の状況を踏まえた制度をめざします。	<29年度目標> ・基本方針に基づいた児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりの推進 ・検証結果を踏まえた就学制度の整理	・事業名、主な事業内容を変更 ・経常事業から実行計画事業に変更 ・実行計画事業化に伴い、29年度目標を設定	学校運営課
41	【第三次実行計画事業】 1-2-② 「発達相談」	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていきます。	増加傾向にある重度の障害を持つ児童、発達に心配のある児童の保護者の気持ちに寄り添い、対応できる環境を整備していきます。	・経常事業から実行計画事業に変更	子ども総合センター
42	【第三次実行計画事業】 1-2-② 「発達支援、児童発達支援・放課後等デイサービス <子ども総合センター>」	就学前及び小学1、2年生の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童の自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動を通して、言語・理解の促進や運動機能及び日常生活動作の発達を支援します。	—	・経常事業から実行計画事業に変更	子ども総合センター

43	【第三次実行計画事業】 1-2-2 「在宅児等訪問支援」	0歳～就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童が、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行います。	—	・経常事業から実行計画事業に変更	子ども総合センター
69	1-3-2 「子ども読書活動の推進」	新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、読書に関する本と絵本の講座、子ども読書リーダー講座、区立図書館利用案内等説明会及び読み聞かせ講習会等を開催し、読書環境を整備します。	<29年度目標> ・区立小・中学校児童・生徒の不読者率 小学生2.4%以下、 中学生5.9%以下 ・区立図書館における子どもへの年間貸出冊数 414,000冊	・主な事業内容を変更	中央図書館
106	2-2-1 「育児相談・育児グループ・育児講演会」	乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。また、双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施します。さらに、子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催します。	<29年度目標> 育児相談参加者数 保健センター開催 <u>1,600人</u>	健康診査の翌月に育児相談を行うことにしたため。	保健センター
116	【第三次実行計画事業】 2-2-2 「学校での基礎体力向上への取組み」	区立学校における体育の授業や部活動の指導を強化できるよう、学生ボランティア、スクールスタッフ、区内体育協会の指導者等の人材バンク登録者を活用します。また、区立学校では、「スポーツギネス新宿」を実施するとともに、体力テストを区立学校・幼稚園で行うなど、子どもの基礎体力向上に取り組みます。	<29年度目標> <u>全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 70%</u>	・経常事業から実行計画事業に変更 ・実行計画事業化に伴い、29年度目標を設定	教育指導課
121	3-1-1 「一時保育の充実」	緊急の事情（出産・病気等）や育児疲れの解消等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、保育施設・子ども園では生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。保育園・子ども園の開設や改修の際、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育を充実させていきます。	保育園・子ども園の開設や改修の際、専用室型の整備が可能な場合は、専用室型一時保育を充実させていきます。	・実行計画事業から経常事業に変更	保育課
172	【第三次実行計画事業】 3-1-2 「生活保護受給世帯の小中学生等への地域生活自立支援」	生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等への業務委託により実施します。	<平成29年度目標> <u>支援者数40人/年</u>	・第二次実行計画から第三次実行計画に変更	生活福祉課 保護担当課

174	【第三次実行計画事業】 3-1-② 「生活困窮世帯の中学生等への学習支援」	生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。さらに、この事業の支援を受けて高校へ進学した生徒に対し、高校に進学した年の8月31日まで学習定着支援を行います。	<平成29年度目標> 支援者数50人/年	・支援者数40人⇒50人 ・経常事業から実行計画事業に変更	生活福祉課 保護担当課 生活支援担当課
178	3-1-② 小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。 (所得により自己負担有)	—	平成26年児童福祉法の改訂に伴い事業名、自己負担を修正	保健予防課 保健センター
179	3-1-② 難病医療費等助成	国・都が指定するの治療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。(所得により自己負担有)	—	平成26年難病法の施行に伴い事業名、自己負担を修正	保健予防課 保健センター
185-①	3-2-① 「認証保育所への認可化移行支援」	認可保育所への移行を希望する区内認証保育所に対し、移行にあたっての課題の抽出とその解決のための助言、認可に向けた具体的手続等を支援します。	—	・実行計画事業から経常事業に変更 それに伴い事業名も「認証保育所への支援」から変更	保育課
185-②	3-1-② 「認証保育所利用への支援及び利用者への助成」 【再掲】	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、認証保育所を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため要件を満たす場合には、保育料の一部又は全部を助成します。	拡充内容を周知し、継続して支援していきます。	・実行計画事業から経常事業に変更 それに伴い事業名も「認証保育所への支援」から変更	保育指導課
196	【第三次実行計画事業】 3-2-③ 「私立幼稚園預かり保育推進事業」	私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、預かり保育時間の延長、休業期の実施など子育て支援事業の充実を図ります。	<29年度目標> 区内公私立幼稚園における預かり保育確保数 60,000人	・経常事業から実行計画事業に変更 ・実行計画事業化に伴い、29年度目標を設定	学校運営課
204	3-3-② 「児童館における指定管理者制度の活用」	児童館に併設されていることぶき館の機能転換の機会や地域バランスを考慮の上、児童館への指定管理者制度導入をしています。なお、子ども家庭支援センターは区の直営とします。	<29年度目標> 指定管理者制度導入 12 館	・実行計画事業から経常事業に変更	子ども総合センター

220	【第三次実行計画事業】 3-4 「在宅医療相談窓口」	区民又は、医療機関から医療を中心とした相談を受け、在宅療養に必要な医療・看護などの支援や調整を行います。	事業を継続するとともに、自宅医療体制の強化や医療と介護の連携強化を図っていきます。 <29年度目標> 在宅医療相談窓口相談件数 (延数)：500人	・経常事業から実行計画事業に変更	健康づくり課
232	【第三次実行計画事業】 3-6 「日本語学習への支援」	外国にルーツを持つ子どもは日本語が十分でないため教科学習が遅れがちな場合があります。夏休み・春休みの日本語教室、親と子の日本語教室、夜の子ども日本語教室等の学習支援を実施します。	外国にルーツを持つ子どもや親子に対して継続的な支援を図っていきます。	計画事業「外国にルーツを持つ子どものサポート」のうち、子ども日本語教室の運営を統合。	多文化共生推進課
255	4-1 「市街地再開発事業等における子育て支援施設の誘導」	市街地再開発事業等においては、地域特性等や、プロジェクトの特性に配慮した上で、保育所等の子育て支援関連施設の設置を誘導し、安全で快適に住み続けられるまちづくりを実現します。	—	市街地再開発事業に加え、防災街区整備事業においても、保育所等の子育て支援関連施設の設置を誘導しているため。	防災都市づくり課
260	4-2 「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」	ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン及びユニバーサルデザインガイドブックを活用してユニバーサルデザインの普及・啓発を図り、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。	・啓発用ガイドブックの作成 2冊/年 ・ワークショップの開催 6回/年	目標を数値目標に設定	都市計画課
261	【第三次実行計画事業】 4-2 「清潔できれいなトイレづくり」	既設の公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改築します。	<27~29年度目標> 整備数 2か所 (公園トイレバリアフリー対応 箇所数34か所)	第三次実行計画による目標設定	みどり公園課
271	4-4 「環境学習情報センターの運営」	環境保全意識の普及・啓発、環境情報の発信を行い、環境活動の交流の拠点となる施設を目指します。また、区民、団体や事業者との協働で、地域とのつながりを重視した事業を展開します。	各年度の来館者数を前年度の来館者数より増加させることを目指します。	新宿区第二次環境基本計画の改定による計画期間の短縮	環境対策課
273	4-4 「環境学習・環境教育の推進」	「環境教育ガイド」の活用等により、学校教育、生涯学習などの様々な場における環境学習・環境教育を推進します。	<29年度目標> ・環境学習発表会における環境問題や環境教育の理解・関心度 70% ・環境絵画展・環境日記展 応募者数：1,350人/年	目標を追加	環境対策課 教育支援課

284	【第三次実行計画事業】 5-1 「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」	中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し公表します。また、認定申請をした中小企業はワーク・ライフ・バランス企業応援資金の申し込みができます。	<u>&lt;平成29年度目標&gt;</u> <u>・ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定企業数（推進企業または宣言企業） 182社</u> <u>・推進宣言企業から推進企業にステップアップした企業数 4社</u>	・推進宣言企業から推進企業へステップアップを推し進めるため。	男女共同参画課
287	【第三次実行計画事業】 5-2 「配偶者等からの暴力の防止」	配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催します。	<u>&lt;平成29年度目標&gt;</u> <u>DV防止啓発講座の参加者数 90人/年</u>	・事業の実績や効果を把握できるよう目標を見直した。	男女共同参画課
288	【第三次実行計画事業】 5-2 「男女共同参画啓発講座」	誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発講座を通じて自分らしく生きるための意識向上を図るとともにリーダーとして活躍できる人材を育成します。また、若者の生き方も支援します。	<u>&lt;平成29年度目標&gt;</u> <u>・講座の定員充足率 80%</u> <u>・区民との協働で実施しているパートナーシップ講座の開催回数 7回/年</u>	・事業の実績や効果を把握できるよう目標を見直した。	男女共同参画課
294	【第三次実行計画事業】 5-2 「女性の健康支援」	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、思春期から老年期までの女性を対象に、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談を実施します。また、乳がんのしこり体験や健康測定機器による健康チェック、図書やインターネット端末による情報収集などができる体験・測定・情報コーナーの運営等を行い、区民の女性の心と体の正しい知識の習得と健康づくりに対する支援をします。	<u>&lt;29年度目標&gt;</u> <u>女性の健康支援センターの利用者数 1,500人</u>	平成25年度に女性の健康づくりの拠点として女性の健康支援センターを設置したため。	四谷 保健センター
297	【第三次実行計画事業】 5-3 「障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援」	新宿区勤労者・仕事支援センターでは、働く意欲はあるものの一般就労に結びつきにくい障害者、高齢者、若年非就業者等に対して、就労機会の提供を行うことにより、就労支援を実施しています。	<u>&lt;29年度目標&gt;</u> <u>就職者数 55人</u> <u>(若年者就労支援事業)</u> <u>(障害者就労支援事業)</u>	・第三次実行計画の目標数値に修正	消費生活就労支援課

## <終了事業> 3 事業

27計画 番号	平成27～平成31年度 計画の事業名	主な事業内容	平成31年度目標 ※実行計画事業等29年度目標が ある場合は29年度目標を記載	拡充・変更・終了の内容及び理由	平成28年度 担当課
231	3-6 「外国にルーツを持つ子 どものサポート」	外国にルーツを持つ子どもの日本語学習・教科学習を支援するための日本語教室を運営するほか、子どもたちが学校や地域で健やかに成長するため、庁内連携して具体的な施策を検討し、サポート事業を実施していきます。	継続して実施していきます。	子ども日本語教室の運営を経常事業「日本語学習への支援」に統合。外国にルーツを持つ子どものサポート施策の検討・実施を計画事業「多文化共生のまちづくりの推進」に統合。	多文化共生推進課
48	1-2-② 「情緒障害等通級指導学 級の設置」	四谷第六小学校と鶴巻小学校の情緒障害等通級指導学級において特別支援教室モデル実施を行います。これは、通常の学級で学ぶ、知的な遅れのない発達障害の児童に適切な指導を行うため、3校から4校を1つのブロックとし、その中に1校の拠点校を設け、拠点校に配置された教員がブロック内の児童の在籍校を巡回し指導を行う新たな特別支援教育の体制です。このモデル実施を経て、28年度からすべての小学校に特別支援教室を設置していきます。	特別支援教室を全小学校に設置していきます。	平成27年度で当初の計画通り情緒障害等通級指導学級の設置を完了したため	教育支援課 学校運営課
195	3-2-③ 「時代の変化に応じた教 育環境づくりの推進（区 立幼稚園のあり方の見直 し）」	良好な幼児教育環境を実現するため、区民ニーズを踏まえ、幼稚園教育における公立園の役割と今後担うべき役割について検討を行います。	27年度に「区立幼稚園の見直し方針」を決定し、28年度から同方針を実施します。	平成27年10月に「区立幼稚園のあり方の見直し方針」が策定されたため。	学校運営課